

件名1 福祉事業について

(2) 高齢者や障がいのある方等のごみ出しが困難な家庭の支援について。

戸田市	在宅の65歳以上の一人暮らし世帯、障害者のみを構成員とする世帯、介護認定者のみを構成員とする世帯などのいずれかに該当し、身近な人の協力が得られない世帯
さいたま市	高齢者 1.寝たきりや認知症などにより介護を必要とする要介護者や日常生活を送る上で支援が必要な方で、65歳以上の一人暮らしの高齢者 2.寝たきりや認知症などにより介護を必要とする要介護者や日常生活を送る上で支援が必要であり、65歳以上の高齢者で同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢者や障害者等で、収集所までごみを持ち出すことができない場合 障害者 1.一人暮らしの障害者 2.障害者に同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢者や障害者等で、収集所までごみを持ち出すことができない場合
川口市	本人、親族、近隣者により指定のステーションまで家庭ごみを排出することが困難で、次の3項目のいずれかに該当する世帯 ア. 介護保険制度の認定が要介護度1以上で、65歳以上の単身者 イ. 障害者手帳を所持している単身者 ウ. その他、市長が認める者
和光市	・介護保険受給者証を交付され、要介護状態にある人 ・65歳以上で日常のごみ出しが困難な人
川越市	ごみ等を持ち出すことが困難で協力も得られない方で、(1)または(2)に該当する方。 (1) 65歳以上の1人暮らし (2) 障害のある1人暮らし
上尾市	一人暮らしの高齢者、または障がいをお持ちの方の世帯を戸別に訪問してごみを収集し、併せて安否確認を行う「ふれあい収集」を行っています。 対 象 ごみを集積所まで持ち出すことが著しく困難で、身近な人の協力を得ることができない、高齢者または障がいをお持ちの方
所沢市	自らがごみ集積所までごみを出すことが困難で、かつ身近な人の協力を得ることができない、もしくは協力者がいない方のうち、次の1

	から 3 のいずれかに該当する方。 1 介護保険制度で要支援 2 以上の認定を受けている 65 歳以上の単身の方 2 2 級以上の身体障害者手帳を所持している単身の方 3 1、2 に該当する方のみで構成されている世帯に属する方
坂戸市	ふれあい収集事業（以下「収集事業」という。）の対象となる者は、自ら集積所までごみ等を排出することが困難で、かつ、身近な人等の協力が得られない世帯であって、以下のいずれかに該当する者とする。 （1） 65 歳以上の一人暮らしの者又は 65 歳以上の者のみで構成される世帯にある者 （2） 一人暮らしの身体障害者又は身体障害者のみで構成される世帯にある者 （3） その他市長が特に必要と認める者
久喜市・宮代町	自ら集積所までごみ・資源を持ちだすことが困難で、身近な人等の協力が得られない世帯 ・おおむね 65 歳以上の一人暮らし世帯 ・障害のある方のみで構成される世帯 ・その他必要と認められる世帯
蓮田市・白岡市	蓮田市または白岡市に住所を有している ① 65 歳以上の一人暮らしの方 ② 障がいのある方だけの世帯の方 ③ 要介護認定を受けている方だけの世帯の方 ◆注意◆上記①～③のいずれかに該当する方で、ごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、身近な人などの協力を得ることができない方が対象となります。
寄居町	町内在住で、次のいずれかに該当し、かつ、身近な人などの協力が困難で自らごみ集積所まで、ごみを持ち出すことが困難な高齢者または障害者のみの世帯 1. 要介護または要支援認定を受けている 65 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯 2. 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯 3. 上記 1 および 2 に規定する者のみで構成されている世帯

	4.上記 1～3 と同等の状態にある世帯
ふじみ野市	身体状況によりごみ出しが困難で、身近にごみ出しの協力が得られない 65 歳以上のひとり暮らし又は世帯員も高齢や障がい等によりごみ出しが困難な世帯の方を対象に、玄関から集積所までのごみ出しを支援しています。
富士見市	自力で家庭のごみ出しができない世帯に対し、ごみの戸別収集を行っています。 対象世帯 / 高齢者（65 歳以上のかた）または障がい者のみで構成されている世帯で、自力でごみをごみ集積場へ搬出することが困難な世帯。ただし、近隣住民の協力、民間サービスの利用などにより搬出できる世帯を除きます。
桶川市	身近な人などの協力が困難で、ごみなどを集積所に持ち出すことが出来ない方で、（１）または（２）に該当する方。 （１）高齢者 ・65 歳以上の一人暮らし ・65 歳以上の高齢者に同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢や虚弱者などで集積所までごみを持ち出すことが出来ない。 （２）障がい者 ・ひとり暮らしの障がい者 ・障がい者に同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢や虚弱者などで集積所までごみを持ち出すことが出来ない。
八潮市	次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら既存のごみ集積所へごみを持ち出すことが困難で、かつ、身近な人の協力を得ることが困難な世帯が対象です。 1、日常生活を送る上で、介護または介助を必要とする、65 歳以上または障がいのある方で一人暮らしの世帯 2、日常生活を送る上で、介護または介助を必要とする、65 歳以上または障がいのある方と同居する家族がいる世帯で、同居者が高齢者や障がいのある方および年少者である世帯 上記 1・2 のほか、市長が認める世帯
鶴ヶ島市	自ら集積所までごみ等を持ち出すことが困難な世帯で、かつ、他の福祉サービスでの対応や近隣住民等の協力を得ることが困難な状況にあり、次のいずれかに該当する方 介護保険制度による要介護認定で「要支援」又は「要介護」の認定を受けたひとり暮らしの方 要介護認定等において、「要支援」又は「要介護」に認定された者が属する世帯で、世帯全員が高齢、障害、傷病又は年少等の世帯

【各自治体等ホームページより引用】